

薬生食輸発 0609 第 5 号
令和 5 年 6 月 9 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、令和 5 年 3 月 30 日付け薬生食輸発 0330 第 1 号 (最終改正 : 令和 5 年 6 月 9 日付け薬生食輸発 0609 第 1 号) により通知したところである。

今般、韓国政府から、ひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表 15 について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。